

所在不明児童対応マニュアル

放課後デイサービスやまぶき

(目的)

利用児童等の行方不明事故に即座に対応出来るよう、行方不明事故対応マニュアルを策定する。

(対応方針)

- (1) 利用児童の行方不明事故について事前体制の確立及び緊急時及び事後の対応を適切に行うものとする。
- (2) 緊急時においては、管理者が速やかに状況を把握するとともに株式会社やまぶき代表取締役佐藤美佳に報告し対応策を協議する。
- (3) 解決に向けて多数の調整等が必要な場合には、株式会社やまぶき代表取締役佐藤美佳を事務局長とし対応策について協議する。

(具体的対応)

① 事前体制

- (1) 次の事項について周知徹底するとともに、行方不明事故が発生した場合に備え連絡体制を日頃から点検しておく。

- (2) 事故の発生時に必要な情報がスタッフに迅速かつ的確に伝達出来る体制を確立すること。
- (3) 警察署、消防署、医療機関、川口市障害福祉課との連携を密にし、事故発生の際の情報伝達や情報提供等が円滑に行える体制を確立すること。
- (4) 日頃から、地域住民との連絡を密にし、事業所の状況や利用者の実態を認識してもらうよう努めるとともに事故発生の際に対応が円滑に行えるよう協力体制を確立すること。

②緊急体制・事後体制

行方不明事故が発生した場合の対応方法については下記の通りとする。

・対応方法について

- (1) 管理者に知らせる。
- (2) 利用児童の人数確認を行う。
- (3) 事業所スタッフが手分けして搜索する。(事業所に待機スタッフを配置)
- (4) ご家族等、心あたりのところへ連絡し所在を搜索する。
- (5) 警察、消防署に通報し搜索を依頼する。
- (6) 地域住民やボランティアに捜査の協力要請を行う。
- (7) 川口市障害福祉課に連絡する。

(8)必要に応じ対策会議を開催し対応について協議する。

(9)管理者はご家族に謝罪するとともに捜査に協力した地域住民・ボランティア等に対して御礼に伺う。

(10)原因を究明し事故防止の徹底を図る。

(原因究明と再発防止)

(1)原因の究明

関係機関と連携のうえ事故の原因究明を行う。

(2)再発防止の対策

事故の再発防止のために必要な措置を講ずる。